［略］	［略］	［略］
第十七条の二	［略］	［略］
の二	及び生年月日	、生年月日、住所及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第十七条の三	及び住所	、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）
［略］	［略］	［略］
第二十条第一項	［略］	［略］
	住所及び年金証書	住所、本人確認番号及び年金証書
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第二十一条第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第二十二条第一項	［略］	［略］
	及び住所	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］

（改正前私学共済法による職域加算額の請求及び届出に係る特例）

第十条　［略］

2・3　［略］

4　改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡により、附則第八条により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者は、当該請求に係る請求書にその者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次条において「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載しなければならない。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

5　私立学校教職員共済法施行規則第四十一条第二項の規定は、旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付に係る請求又は届出について準用する。

［同上］	［同上］	［同上］
第十七条の二	［同上］	［同上］
の二	及び生年月日	、生年月日、住所及び基礎年金番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下この条において「個人番号」という。）を有する者（死亡した者を除く。）に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）
第十七条の三	及び住所	、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］
第二十条第一項	［同上］	［同上］
	住所及び年金証書	住所、基礎年金番号及び年金証書
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第二十一条第一項第一号	及び住所	、住所及び基礎年金番号
第二十二条第一項	［同上］	［同上］
	及び住所	、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］

（改正前私学共済法による職域加算額の請求及び届出に係る特例）

第十条　［同上］

2・3　［同上］

4　改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡により、附則第八条により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者は、当該請求に係る請求書にその者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次条において「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載しなければならない。ただし、その者が個人番号を有しない者である場合又は事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

［項を加える］